

焼津市の放置自転車対策について紹介します。

～ 困ります！自転車置き去り知らんぷり ～

○放置自転車はとても迷惑で危険です

駐輪場以外の場所に無秩序に置かれた放置自転車は、様々な問題を引き起こします。特に通勤・通学・買い物等で、人や車が多く集まる駅周辺での放置自転車は、安全な通行の障害になるばかりでなく、街の美観を損なう原因となり、さらには事故や災害時の対応の妨げとなる恐れがあります。「自分一人ぐらいなら」と安易に考えず、マナーを守って皆が利用しやすい環境を築きましょう。

○市条例をご存じですか

誰もが安心して通行できる道路や歩道を確保するため、焼津市は昭和 61 年に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、駅周辺に「自転車等放置整理区域」を設定しました。この区域内で、公共の場所に放置された自転車や原動機付自転車には、シールを貼って警告します。警告した後においてもなお放置されている場合、また頻繁に自転車を放置していると認められた場合には、条例に基づき撤去（チェーン・ワイヤー等で固定物に固定していた場合は切断します。）し、市が 6 ヶ月保管します。保管中に確認ができた持ち主には通知をし、指定する返還日に引き取っていただきます。その際、放置自転車に対する指導を行うとともに、手数料を徴収します。所有者が確認できず、申し出もないまま 6 ヶ月を経過した自転車は、リサイクルや廃棄処分を行います。

ここ数年、放置自転車の総数は増加傾向にあります。私達一人ひとりがルールを守り、マナーを向上させる事が、放置自転車を無くす最善の解決方法ではないでしょうか？皆さんの力で、住み良い街を目指しましょう。

チェーン・ワイヤー等で、放置自転車をガードレールなどの固定物に固定していた場合はチェーン・ワイヤー等を切断し、撤去します。

なお、切断したチェーン・ワイヤー等の賠償等はありません。

<返還日時>

火曜日 午前 9 時～正午まで

金曜日 午後 1 時から午後 4 時まで

（祝日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までを除く）

<返還場所>

焼津市西焼津 4-8（県道大富藤枝線西焼津高架下、小屋敷公会堂東側）

<持参するもの>

- ・ 保管自転車等引取通知書
- ・ 身分を証明できるもの（免許証・保険証・学生証等）
- ・ 費用 1,000円（自転車） 1,500円（原動機付自転車）

※お釣りの無いようにお願いします。